

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成30年3月12日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・池田環境課長、上村補佐、山口係長
- ・南川建設課長、中山副参事、片岡補佐、鳥羽副室長、中西主査

○職務のために出席した事務局職員

議事係書記 中山 真緒

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

本委員会に付託された案件は、議案第47号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定について、議案第59号、鳥羽市都市公園条例の一部改正について、請願第6号、米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願、請願第7号、種子法廃止に伴う万全な対策をもとめる請願の議案2件と請願2件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第47号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○池田環境課長 おはようございます。環境課長の池田です。よろしく申し上げます。

提出議案書につきましては、1ページから12ページをお願いします。

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の制定の提案理由につきましては、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境、魅力ある景観及びそれらの恵沢を享受し安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全と調和を図るために必要な事項を定めたく、本条例を提案するものです。

電力を安全かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれがなく、環境への負荷が少ない再生可能エネルギー発電の導入は欠かせないものであります。その一方で、再生可能エネルギー発電事業がビジネスや投機の対象として利益を迫る余り、周辺にお住まいの方々や環境や景観等への配慮を欠くことによって市民の皆様にも不利益や不安などをもたらすことがあってはなりません。再生可能エネルギー発電事業は、市民の理解のもと進められていくべきものであります。このような考えから、再生可能エネルギー発電事業が市民の理解のもとに進められるよう条例を制定するものです。

条例案の概要につきましては、山口係長からご説明させていただきます。

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○山口係長 それでは、追加資料として2通ご用意をさせていただいているんですけども、まず、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の概要というA4表裏の資料、それと……

○尾崎 幹委員長 ちょっとお待ちくださいね。大丈夫ですか、皆さん。

はい、どうぞ。お願いします。

○山口係長 それと、施行規則(案)ということで、もう一つ、分厚い資料です。あとはフロー図、三つご用意させていただきました。説明では1枚の概要について説明をさせていただいて、詳細な質問等ございましたら添付資料等を詳しく説明させていただきたいなと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、表面、制定理由のところは先ほど課長が説明させていただきましたので、省略させていただきます。主な内容として、この条文の内容の概略を説明させていただきます。

まず、条例の目的ということで、この条例は、再生可能エネルギー源を利用した大規模な発電設備の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により、伊勢志摩国立公園のすぐれた自然環境及び自然景観の消失並びに地域の1次産業及び住民生活への影響が懸念されていることを鑑み、再生可能エネルギー発電事業と鳥羽市の美しく恵まれた自然環境、魅力ある景観及びそれらの恵沢を享受し安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全と調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的としますということです。

それでは、続きまして条文の内容です。

適用事業です。適用事業というのは、この条例に該当する事業ということになります。これは第3条関連ということです。まず、太陽光発電設備、そのうち面積が1,000平米以上、それと発電出力50キロワット以上のもの、続きまして、風力をエネルギー源とする発電設備のうち、高さが13メートル以上の事業のものです。続きまして、バイオマスエネルギー源とする発電設備に関する事業という形になります。この三つが該当の事業という形になります。その後、また必要がありましたら別に定めることができるということで、追加ができるように定めております。

続きまして、②事業抑制区域の指定ということで、これは第4条関連です。まず、国立公園、風致地区、埋蔵文化財包蔵地など16カ所の事業抑制区域というものを指定させてもらっています。最後に17番、市長は、前項各号に定めるもののほか事業抑制区域として指定することができるということで、また別に追加することができるような条文も入れさせてもらっております。

続きまして、③事業抑制の依頼ということで、先ほど説明させていただきました事業抑制区域、その事業というふうになりましたら事業抑制の依頼ができるということになります。これは第6条関連です。

次、裏面です。

④事業計画の調整、第7条関連です。事業計画の認定申請等の提出前にということで、これは国への再エネ特措法への認定申請、その前に事業内容を市長と調整しなければならないというふうにうたわせてもらっています。ですので、市と調整した後じゃないと国へ申請できないというような形になります。

また、その下です。市の関係条例との調整及びその完了後に速やかに地域住民等説明会を開催し、事業への理解を求めるということで、地域住民等への理解を求めないといけないというふうになります。これが済まない事業の調整が終わっていないということになります。

続きまして、⑤事業計画の届出、これは第8条関連です。先ほどの7条の事業計画の調整を経た後、再エネ特措法の申請をしたときは、速やかに届け出なければならない。国への届け出内容も市に出してくださいねというところです。

続きまして、再エネ特措法第9条第3項の認定通知の写しの市長への提出義務です。これは書類の中です。認定を受けた工事着工までの今度は地域住民等説明会の開催と理解ということで、事業計画の調整をして、まず計画の住民への理解を得たということで、次は工事の理解を得ないといけないということで、工事の理解についても地域住民等説明会を経て求めないといけないという形になります。ですので、最低でも2回は地域

住民等説明会をしないといけないというところを定めております。

続きまして、⑥工事の届出ということで、第9条関連です。事業の施工、撤去、処分に係る工事の着手時及び当該工事の中止、再開時の届け出をしてくださいということです。これは事務的な手続です。また、災害時や非常時、そういった場合の工事の届け出もしてくださいねということです。

続きまして、⑦現場の確認ということで、工事の届け出があった場合は、市職員になるんですけども、監視員による現場確認をします。

⑧標識の設置、第11条関連です。再生可能エネルギー発電設備への標識の設置義務を定めております。これは、工事中のものと運用開始時点のものということで、2種類用意させてもらっています。

⑨関係書類の閲覧ということで、これは情報提供というか情報公開というか、そういうところの規定です。市民の皆様あるいは希望者から事業計画の調整完了時から事業終了時までの間の提出書類の閲覧の希望がございましたら、閲覧をさせることができますということです。

⑩報告及び立入検査ということで、13条関連です。事業計画の履行確認のため、事業者には毎年報告を求めるということで、運用の段階でも毎年事業者には報告を求めていって事業者とのつながりを持って、もしふぐあい等ございましたらその是正を求めていけるというような、そういうようなつながりを持っておるというところで、毎年報告を求めるということを定めております。

⑫指導、助言又は勧告ということで、第14条関連です。必要時に事業者へ指導、助言または勧告を行うことができるというふうになっています。

⑬違反事実の公表等ということで、第15条関連です。勧告を受けた事業者が必要な対策をとらなかったときは、当該事業者の氏名、住所、勧告内容を経済産業省に報告及び公表もするというように定めています。ただし、あらかじめ事業者はその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるということにさせていただいております。

以上、本条例の概要になります。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第47号についてご質疑はございませんか。

片岡委員。

○片岡直博委員 現場の確認、第10条で届け出のあった場合の監視員とは誰。当局。

○尾崎 幹委員長 課長。

○池田環境課長 市長が任命する職員ということですので、環境課職員、それと建設課にも技術的な部分がございますのでお願いして、検査員を任命するというふうに予定しています。

○尾崎 幹委員長 片岡委員。

○片岡直博委員 滞りのないように指導をお願いします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 もともとこれは文教産業常任委員会から政策提言をさせてもらって、やっとここまでたどり着

いたというところだと思います、条例をつくっていただいたんで。

委員会でも何カ所も視察に行かせてもらいました。条例はできたけれども、ここからの運用がキーポイントになってくと思うんで、しっかり担当課として対応していただきたいなと。また、条例の内容を見てみると、市長へ市長へというところが条例文には多いと思うんですけども、市長の思いだけじゃなくて担当課としての思いがあれば、課長、また一言。

○尾崎 幹委員長 課長。

○池田環境課長 安楽島の案件、私も環境課長としてこっちへ来たときからいろいろ問題を聞いています。やっぱりそこでは、地域住民が全く知らないところで動いておったというところは排除していかないとだめだというところ、ただ、そうは言っても土地の利用について必要以上に制限をかけていくということになりますと、財産権等の問題も出てきます。そういったはざまの中でこの条例をつくったというところで、先ほど副委員長が言われましたように、運用面ではそのあたりはきっちり対応していきたいというふうに思っております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 まさしくそこがポイントで、条例を運用するに当たって市長の熱い気持ち、担当課の熱い気持ちが必要だと思うんですよ。観光地である以上、景観を壊すような大規模な開発に関しては断固反対するというような姿勢も見せながら、強い気持ちを持って臨んでいただきたいなと私は思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 ちょっと確認だけさせてほしいんですけども、今もう現在、この条例が施行される前から動いておる事業があると思うんです。その辺はこの条例が制定されることによって何か変化が出てくるのか。今やっておる、もう進んでおる事業者に対しては。

○尾崎 幹委員長 山口係長。

○山口係長 条例の附則の第2項を見ていただきたいと思うんですけども、12ページです。経過措置というところでは、はっきり言うと、この条例が施行される前から事業認定を受けているような事業というのは対象にならないんです。ただ、ここは努力義務というところで、事業者を経過措置というところでうたわせてもらっているところですけども、認定申請、対象事業ではない事業を進めている事業者についても「この条例の趣旨に則り、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。」というところで、ここの協力は求めていきたいなと思っています。

事業者についても、地域住民等とのトラブルというのは起こしたくないというのがあります。ですので、その辺を配慮した条例でもあるので、地域住民とのトラブルをできるだけ事前に対応していくような条例でありますので、その辺をしっかりと説明して、じゃこの条例を使って届け出しようかというようなところに持っていけたらなと思っています。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 その辺はよくわかりました。

それとあと、今申請しておる物件も幾つかあろうかと思うけれども、この条例に係るような申請もあると思うんや。その辺はもうしっかりやっていただけるということで、この条例が制定されればできるということやね。そこだけ。

○尾崎 幹委員長 山口係長。

○山口係長 今、県の太陽光のガイドラインというのが施行されている状況で、県のガイドラインでも、うちの条例に該当しない中ですけれども申請されているというところもあって、県のガイドラインになるのか、うちの条例になるのか、ちょっとあれですけれども、その辺は事業者と調整しながら、うちの条例が施行される前は県のガイドラインになりますので、どちらでもいいんです。ですので、その辺は事業者と相談しながら、いいほうで、地域住民等の理解を求めるということを重点に置きながら、その辺の理解を求めていきたいなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 山口係長、やっぱり地域住民の理解を得るという流れの中でも、町内会長の勝手な判こが動くときがありますよって、それを監視するのがおたくらやで、やっぱり住民説明会を何回するとか細かいところの指導は、申請があった場合はやっぱりするべきやと思っています。そういう例があったもので、そこはやっぱり危惧せないかんところやで。

もう一つ、監視員も、一度監視員になられる方は正式なやっぱり監視の仕方があると思うんですよ、その場、場によって。この伊勢志摩に今集中しているのは日照時間の長さなんですよ。これは、やっぱり電力会社関係から見るとかなり注目されています。それはええことなのか悪いことなのかではなしに、やっぱりそこで監視というものがちゃんと動くことによってこの条例が生きてくると思いますので、先ほど片岡委員が言われたようなチェックをしっかりとすることが大事やと思っています。

以上です。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、続いて議案第59号、鳥羽市都市公園条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○南川建設課長 建設課です。よろしくお願いたします。

提出議案書の66ページをお願いします。新旧対照表は87ページからをお願いします。

それでは、議案第59号、鳥羽市都市公園条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、都市公園法及び同法施行令の一部改正に伴い所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

議案書の67ページをお願いします。新旧対照表は、同じ87ページから89ページを開きながら説明をお聞きください。

平成29年6月に都市公園法及び同法施行令が改正され、これまで都市公園施行令におきまして都市公園の敷地面積の総計に占める運動施設の総計の割合が定められておりましたが、今回、法改正によりまして、その

割合を地方自治体の条例で定めることになりました。当市の条例で定める割合につきましては、第4条の2項により100分の50とするものであります。これは、これまで国が定めた基準と同様としております。県下に問い合わせをしたところ、三重県及び全市町が100分の50と設定しております。その他につきましては、都市公園法において新たな条が追加されたこと及び同法施行令において項が新設されたことにより、条例中の引用部分の改めをするものでございます。

また、県下の条例改正時期につきましては、三重県が12月の議会で条例改正を実施しており、その他の市町についてはこの3月議会において条例改正を行うと聞いております。

以上で提出議案の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第59号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員の皆さん、退席してください。

(説明員退席)

○尾崎 幹委員長 続いて、請願の審査に入ります。

本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

請願第6号から請願第7号について、ご意見はございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 まず、米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願についてなんですけれども、これは、去年の6月の委員会でも同じような内容の議論をさせていただいたと思います。そのとき、皆さん否決ということでした。この内容については、気持ちはわからないでもないんですけども、これをまた制度を復活せよというような内容の請願でありますので、前回出された農家の戸別補償の制度の復活という議案と変わりがないのかなと思いますので、私はこの請願については否決でいいのではないのかなと考えます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 私も河村委員と同意見で、昨年6月でしたか、一遍否決をさせていただいておりますし、これにかわって農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティーネットとして収入保険制度、これをまた政府で導入もいたしますので、下支えにかわるものとしてこういうものが導入されます。6月同様、私もこれは不採択でいいかと思っておりますし、この保険制度にあっても、JAとか農業委員会の皆さんでいろいろサポートして周知にも努めていると聞いておりますので、下支えにかわるものがあるということで、否決でいいかなと私は思っています。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願についてほかに意見がないようでしたら、種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願について一言お話しさせていただきたいなと思います。

請願の内容を読ませてもらうと、この請願については、あくまでも種子法の復活ということを求めているのではなくて、種子法というものが廃止されることによって各国や都道府県の取り組みが後退しないようにという趣旨のことを請願の趣旨の中で言っていると思います。真ん中ぐらい、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないよう、予算措置等の確保等万全な対策が求められていますと、こういう意味合いで、請願事項についても、1番目は都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うことということで、これは納得できると。

ただ、その下の地域の共有財産である種子を民間に委ねることのないよう対策を講じることというところには、ちょっと私は違和感があります。実際、農協さんなんかも含めて民間ということになってくるといいますので、当然農家さん、農協さん、行政という形で協力し合って主要作物についての種子を守っていかなきゃならないという理念は変わらないと思いますので、私は、2番目の「種子を民間に委ねることのないよう」というところを削除して、一部採択という方向でどうかということをご提案させていただきます。皆さんで議論していただければ。

○尾崎 幹委員長 今の意見、やっぱりええ部分と悪い部分があると。その中でも、やっぱり私らこれを採択するかしいひんかの結果を求めておられると思いますので、そこら辺、今、河村委員の言われた内容についてご意見あったら。

木下委員。

○木下順一委員 ちょっと委員長のほうへ書類というか文面、提出させてもろうてもいいかな。

○尾崎 幹委員長 資料、ありがとうございます。

これ、実は3月9日の金曜日でしたか、県議会も農林水産部会とかいうのがあって、その質疑内容ですわ。今、河村副委員長も言われた種子を民間に委ねることのないようにというようなことですけれども、県としても、これちょっと読ませていただきますけれども、国や都道府県も協調して取り組んでいく方向だと理解をしていると。水田農業のウエートが大きい本県では、稲、麦、大豆の優良種子の確保は重要であり、県で新たに要綱を制定し、これまでと同様の体制で種子生産を継続していく。JAと関係者と十分議論する中で取り組む方向を確認してきているということで、これ、三重県の農林水産部企画員のセコさんという方が答弁されておる分です。

それで、言われるように、請願事項の2番というのが私もひっかかって、民間と行政で今までどおり種子を守っていこうということですので、民間を省いてしまうと今後の方向性としてちょっと後退していくんやないかなというような懸念を持っております。

どうぞ、山本委員。

○山本哲也委員 請願の後ろの部分をとかという部分の話になってくると、そもそもこれが出された背景とかというのが全部ぐちゃぐちゃになっていくんかなと思うんですよ。そやで、それを消したところに出てきた請願のものもとの部分というのは、多分出された側がそういう趣旨で書いてきたのとまた違う方向になっていくんかなと思うんで、僕は、あくまでもこれは向こうが、出したもと言いたいのは2番目のところやと思うん

ですよ。そこを切ってしまうと出てきた側のあれがずれていくのかなと思うし、そこを考えなあかんのかなと、僕はそう思います。

○尾崎 幹委員長 どうですか。やっぱり請願提出者の考え方と、今回木下委員が出された県での問題点、それと、農林水産部としてはこういう形の取り組みを確認しておると。JAと関係者で十分議論。そうなってくると、こちらの提出者の中身自体が提出者だけの考えで物事が進んできておるのかなというのがありますし、結局、新しい種子の改良にしる、いいものをつくろうとすると研究所もしくは大学が入ってきて、そこで新たな新種をつくるのか、そういう流れは今までの流れなんです。変わりはほとんど……。ただ、本当に民間がやれば早い。民間が入ることによって、より一層のものに変わる可能性はあるということら辺は否めない。どんなものでしょうか、皆さん。

河村委員。

○河村 孝委員 委員長がおっしゃるとおりで、民間の参入によってそこに競争力が生まれて、よりいいものが出てきているというのも事実だと思います。ただ、私が2番目の削除を提案した話も一緒なんですけれども、民間だけに委ねてしまうというところが、日本の主食でもある米というところも入っていますし、ある新聞の報道によりますと、民間だけのものにしてしまうと外国人資本の企業が開発してくるといふところも考えられると。だから、民間だけじゃなく国も県も、行政がある程度寄り添いながら予算措置なり万全な対策を求めてほしいという請願だと思うんですよ。なので、私は2番目を外した一部採択ができないものかなというふうに提案させていただきました。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 これ、種子を守るいろんな事業というのは、先ほど木下委員の中にもありましたように県の農業センターというところが担ってきておって、その中で県の果たす役割というのは大きいと思うんですけども、先ほど木下委員の説明、県の委員会の議論の中では、そういうことも十分に踏まえてJA等との連携を図りながら今後進めていくというふうなことであります。そういう意味からしても、私も民間に種子を委ねるといふ対策というのは既に講じる方向にあるというふうに思いますので、この辺はちょっと省いて、今まででも全体の趣旨採択とか一部採択とかということも行われておりましたので、一部、下のほうは省いて採択したらどうかというふうに思っております。

○尾崎 幹委員長 今の河村委員と世古委員の意見に何か。

中世古委員。

○中世古 泉委員 私も、世古委員が言われたように、民間に委ねることのないような、ちょっとこれ、ある意味問題になってしまうのかなというふうに思っています。民間が今までいろいろ先んじて、今、公的立場よりも民間のほうが進んでいる時代でしたから、今からでもそうやと思います。ただ、自然な競争原理という点から考えると、これは民間と協調していかんかと思っておりますので、これをわざわざのけるとか、この部分を排除するというのはいかかなものかと思っておりますので、私も基本、世古委員の言われたように……

○尾崎 幹委員長 いや、これ、委ねることがないような措置となって、今の推進していくという理由はなしやで。

○中世古 泉委員 ごめんなさい。これ、委ねることの、この部分は要らんとしますので。

○尾崎 幹委員長 要らんということね。河村さんと一緒やね。

○中世古 泉委員 はい。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

今回の対象になっておるのは稲、麦、大豆と。本当に野菜関係に関してはもう民間の活力が全部入って、付加価値が変わっておるのは現実なんですね。ただそこで、ここで書いている知的財産に関しては、それはやっぱり民間と農業の割合というのはその場で決めてもらうことが一番正しいのかなと思っています。ただ、委ねることがないような対応を講じると、それは基本的な質のものやと。当たり前のこと。それが当たり前のように行われていなかったら、二つ目の地域共有財産であるという、民間に委ねることのないようにと。民間に委ねなければ、新たな開発というは独自ではできんわけですね、農業従事者の方々は。そこら辺がちょっと何か僕も感じる場所なんですから、どんなものでしょう、皆さん。これに関しては一部採択するけれども、どういう考え方でよろしいんかいな。

○尾崎 幹委員長 片岡委員。

○片岡直博委員 私、手短にいきます。木下委員と同じ意見です。

○尾崎 幹委員長 木下委員の考え方と……

(「さっきの一部採択についてどう考えるかというの」の声あり)

○尾崎 幹委員長 そういうことになってくるんやろうけれども、これでいくといろいろ扱いとなっておるわけやで、知的財産、それぞれの分野共有保有、県の回答はね。これが……。

木下委員。

○木下順一委員 二つぐらい意見があったと思うんですけども、請願者の考えのもとに、いらわずにこれを丸かバツかというのと、一部採択とか趣旨採択というような意見があったと思うんです。その辺で……

○尾崎 幹委員長 どうしていくべきなんですか。出てきておるんはこれですからね。

○木下順一委員 うん。これをどうするかというのと、そういう一部採択ができるのかどうかということも含めてみんなで話し合ったらどうか。

○尾崎 幹委員長 どうなん、一部採択に。

○中山書記 一部採択することは可能です。

基本的には請願は採択か不採択の二択になるんですけども、一応、過去にも一部採択したこともありますし、基本的には、山本委員の言われたとおり、請願人の本来の趣旨とはちょっと異なってくるということもあるんですが、できるだけ……。ただ、意見書を出すのは議会の意思ということになりますので、一部採択することも可能です。

○尾崎 幹委員長 今の事務局の意見に対してどうですか。

河村委員。

○河村 孝委員 過去の請願の趣旨の採択だけの例をとってみますと、趣旨の採択だけというのは、気持ちはわかりますよと、だけでも意見書は出しませんよというところになってしまうと思うんです。これ、木下委員からも提出してもらったように、県のほうでは理解をしてくれているわけです。じゃ、こういう日本の主食である米に関する種子の部分において国はノータッチかということでは僕はだめだと思うんで、鳥羽市議会がその

意見書を国へ出して、国もしっかり取り組むようにという意見を出すのは、僕は当然ではないのかなというふうに思います。

○尾崎 幹委員長 今回の意見はどうですか。新たな請願をつくる……。

どうぞ。意見書として。

○世古安秀委員 請願やなしに、これを一部採択して意見書を今度議会へ諮って、それを国に送るわけですから、その意見書の内容をこれを省いた部分の意見書にして、議会で提案して採択した後、国へ出すというふうな手続になると思うんです。

○尾崎 幹委員長 今回の意見についてどうですか。

ただ、日本国中全体を見るのと三重県を見るのと鳥羽市を見るのとの、その温度差を今、僕のとり方で申しわけないんですけども、大きく鳥羽市が本当に考えて出すことが大事なのか、今の鳥羽の農業従事者の現状が本当にこれを求めているのか求めてへんのかというところは、意見書になるとそこまで精査する必要があるんじゃないかなというのが僕の意見なんですけれども、いかがでしょうか。

山本委員。

○山本哲也委員 ほぼ一緒なんですけれども、これを鳥羽市議会としての意見として提出することになるということですよ。

○尾崎 幹委員長 そうなる、意見書はね。

○山本哲也委員 そのことも考えないといけなくて、鳥羽市議会として出すということは鳥羽市民にとってどうかというところをまず一番に考えなあかんのかなと思うんですけども、そこを飛ばしてというところが今あれなのかなと思うんで、ひっかかるかなというのはすごくあって……。

○尾崎 幹委員長 どうですか。

世古委員。

○世古安秀委員 それは、先ほど河村委員も言われたように、やっぱり国の農業をいろいろ守る政策に対して市議会としても考えてくださいよということの意見書だと思うんです。いろいろと国とか県とか、鳥羽市の農業であっても国・県・市の政策がさまざま絡んできて、振興策とかいろんな部分があると思いますので、そういう意味からすれば、国に対しても物申すということはあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 どうですか、今の意見について。

ただ、今回の提出内容に関しては、稲、麦、大豆、細かく指定をしてくれていますよね。農業全般で物事をこういう流れで、知的財産については共有できるように持っていくと。専業農家というのを基本に考えるならば、私たちのまちにはもう一部農家さんしかない。兼業農家さんはありますけれども、そこらについては、もしか今言われておるように民間に委ねることのないような対策という部分を鳥羽の農業従事者の方々が本当に考えておるかという、私らの大きな考え方と小さな考え方の整合性はまだ私にもはっきり言えないというのが現状ですので、請願者の中身について本当に考えると、これも一つでもやっぱりちょっと足踏みせないかん部分があるのかなと。

事例では、言われておるような事務局が説明したような出し方は、また考え方はあったと仮定したとしても、

今の鳥羽市でこれをやっぱり求めておる方々が本当に多ければ意見書にして出すべきやと思うけれども、今の現状はここまではいっていないんじゃないか、鳥羽の農業というのは、農業協同組合さんがやっぱりこれはしておいてもらうことが鳥羽の今後の農業の取り組みにしっかりと利益を与えとか活性化するとかいう流れを、私らがちゃんと確認した上での作業になってくるんじゃないかと思っています。

河村委員。

○河村 孝委員 実は農協さんに確認しました。地元の農協さんとしての考え方はどうやというところで、種子法は廃止になるんだけれども、種子に関する措置というのは非常に重大なものがあるという返事をもらいました。なので、私が2番目を外したらどうやという提案にもつながるんですけども、当然、先ほどもお話しさせてもらったように、農協さんも民間である以上、民間に委ねることがないようにという文言については請願の趣旨とはちょっと論理矛盾してくるのではないのかなと思ったので、2番目の項目は除いたほうがよろしいのではないのかなと。当然、農協の職員さん、農協を形成しているのは農家の組合員さんということでありますので、地元にも大いに関係のあることだと私は思います。

○尾崎 幹委員長 今の意見は当事者の方々に伺っていただいたという意見なんですけれども、それではこの法を、石鏡の農協さんですよね。

○河村 孝委員 いえいえ、鳥羽。

○尾崎 幹委員長 鳥羽志摩。鳥羽志摩さんは今言われたような考え方を持っておると。それならば、もう一つのやり方としては、その農協さん自体にもう一遍請願を出してもらうという形もあるし、今私らが、世古さんが言われたように意見書としてというやり方もございますし、この内容についてはやっぱりちょっと問題やと。この一言を消さないかと、2番目を。消して意見書として出すべきやという考え方があるんですけども、それは採決をとって、そしたら意見書で出しましょうとなった場合、今回の流れではちょっと無理。

事務局。

○中山書記 請願を採択する際に一部採択するかどうかを諮ります。

○尾崎 幹委員長 はい。

どうですか、今の一部採択した。それで、一部採択しましたと。

○中山書記 委員会で一部採択するかどうかをまず諮ります。一部採択するかどうかというか、一部採択なのか不採択なのかということになるんですけども、また本会議で一部採択かどうかというのを諮りますので、一部採択になりましたらまた意見書で出す形になります。

○尾崎 幹委員長 どうしましょう。もう採決をとっていかな、次につながらない。

世古委員、どうぞ。

○世古安秀委員 意見も委員それぞれによっていろいろとあるかもわかりませんが、委員会の中では、一部採択をするか、山本委員が言われたように根本的な趣旨が変わってくるから否決をするかという、そういうことに賛成をするかということになるかと思うんですけども、それを諮ってもらうということになると思います。

(「全部採択というのはないということで、一部採択するか」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないということで意見を伺った。

事務局、どうぞ。

○中山書記 一部採択かどうかというところになるかなと思いますので、委員長に一部採択の部分の確認だけお願いしたいと思います。

(「どこの部分を採用するかという部分だけ」の声あり)

○尾崎 幹委員長 今、事務局が言われたように、一部採択というのはどこの部分を採用するかというのを、どう皆さんお考えになってどう進めていくか。

木下委員。

○木下順一委員 一部採択にするのであれば、請願趣旨の私は頭から9行目までは一部採択してもよろしいのと、請願事項の2番目は消すというのであれば、私は一部採択してもいいと思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ここまでは採択、1行目からそこまではオーケーやと。そうすることによってこれがなくなるということなんですけれども、ほかにご意見ございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 先ほど木下委員がおっしゃられた一部採択の形でも私はオーケーだと思います。要はこの趣旨が国に伝わればいいと思いますので、何とか採択して意見書が出せる形がよいのではないかなと思います。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか、今のお二人さんの意見の中で。

山本委員。

○山本哲也委員 聞いておると、これ、でも県の取り組みが後退するよという話じゃないわけやないですか。民間と協調をとってしっかり歩めるように、そういう予算をつけてくださいといったら皆さん言うことがわかるんですけれども、後退することがないようにというような感じのあれではないのかなと思うんです。僕はすごくそこがひっかかりますかね、例えば9行であつてもね。今までと変わらんようにやりなさいよみたいな感じの物の言い方になってくると、僕はまたちょっと違って、民間と協調とかそういうふうに歩くんやったら、たとえこれまでほどなくても、ひょっとしたらここに関する予算は削減できるかもしれんし、そこまで要らんのかなとも思うんで、そういう後退することのないような予算措置というよりかは、しっかりと民間と歩みをとってというふうなことを、皆さんが今までそうやってJ Aとかという絡みが出てきておるんやったら、そういうことを言われておるのかなとは思って、これまでと変わらなぐらいあんたら自分らで頑張りなさいよというのではないかなと思いますので、僕はそういう考えです。

○尾崎 幹委員長 今の意見でどうですか。

僕も、木下委員から渡された県の答弁書、回答部分を見てみますと、共同保有する形にしていると、そこは明確になっておるもんで、いかなものかなという、県の考え方ですよ。民間の活力をかりやなできない部分というのはかなりあると思います、種子に関しては。

山本委員。

○山本哲也委員 なので、僕が言うておるように、ここの下を切ったらこの請願のあれがもうまるっきり変わってくると思うんです、意味合いが。この請願が伝えたいこととそこというのは、下を二つ切って、それが通るかといったら、通らん、皆さんが思われておるような感じではないのかなというのはありますもので、何かそ

この整合性がとれへんかなと思います。

○尾崎 幹委員長 ここよりは、一応これも趣旨のほうも否決したと、不採択やったと。だけど鳥羽市議会としてはもう一度改めて、今言われておる県の文言なんかを重視してもろうた中での考え方をもう一度出してもらおうとか、うちがもう意見書としてぽ一んと出すほうのがええんか、となってくると、やっぱり木下さんにもらったここに回答がちゃんと出ておるもので、これが先の農業に対する取り組みになっていくんじゃないかなと思っておるもので、明確にしておると思うんですよ。後退することもないと思うんです。反対に、今進んでおると思います、特に。そこを何か種子を廃止することによって後退することではないんじゃないかなと。この請願を出してきておるヨシカワさんに関しては、自分の何か考えがあっただけでこうなっておるのか、それとも全体の本当の考えなのかというのは、県の回答を見ていると、今までどおりのちゃんとした取り扱いという……

どうぞ、河村委員。

○河村 孝委員 途中ですみません。もう全くそのとおりでなんです。三重県はいい回答をしてくれていると思うんで、一生懸命民間も行政も頑張るといふ返答をいただいていると思うんです。

一方で、出している種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願については、1個目の請願事項、都道府県の取り組みが後退することのないよう、予算措置等の確保を行うことを国に請願を出すという状況なわけです。だから、三重県、各それぞれの県単位だけではなくて、ちゃんと国も協力しなさいよということも求めているのが趣旨だと私は解釈しているんで、なのでこの請願は採択するべきではないのかなというふうには私は思っています。

○尾崎 幹委員長 都道府県は都道府県でやっぱり出さないかん部分ですよ。それで、議案第63号で条例を廃止する中身ですよ。ここから出てきておる中身と、この中身で回答が出ておる中身はちょっと違うのかなと。県も出しておいて市町も出しましょうというならばそれなりにやっぱり整合性があるものになってきますけれども、三重県に対しての、これ、議案第63号は請願やな、県の。

(「条例案」の声あり)

○尾崎 幹委員長 条例案や。

○中山書記 すみません、県の資料に関してはちょっと事務局はわかりません。

○尾崎 幹委員長 わかりました。

ちょっと休憩させてもろうていいか。

暫時休憩します。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

参考人に話を聞く必要がありますので、請願第7号については今回の委員会で採決をとらずに審議を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 異議なしと認めます。

それでは、請願第7号については審議を続けます。

以上で、意見の発表は終了いたしました。

以上で、付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第59号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

請願第6号について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立なし)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立なしであります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年3月12日

文教産業常任委員長 尾 崎 幹